

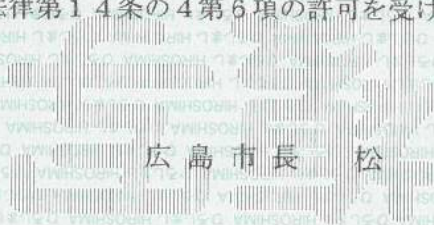
# 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市安佐北区大林町字入甲6番1

氏名 株式会社山陽レック  
代表取締役 中川 明雄  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。



広島市長 松井 一 實



許可の年月日 令和 2年 7月28日

許可の有効期限 令和 9年 7月27日



## 1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
	裏面のとおり

## 2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H25. 3.13	変更許可	H28. 7.26	変更許可
H25. 6.18	変更許可	H29. 5.31	変更許可
H27. 7.30	更新許可	R 2. 9. 7	更新許可 (優良認定)

## 5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有

## 6. 備考



1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>中間処理 (焼却) この欄以下余白</p>	<p>廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)                  廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)                  廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)                  感染性産業廃棄物                  汚泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)                  廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)                  廃酸 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)                  廃アルカリ (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)                  (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (中和安定化・分解) この欄以下余白</p>	<p>廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)                  廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)                  汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)                  廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)                  廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)                  (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (硫化・固化) 以下余白</p>	<p>廃水銀等。以下余白</p>

禁複写